

漁港・漁港海岸における  
災害時の応急対策業務に関する協定

三 重 県

一般社団法人全日本漁港建設協会三重県支部

一般社団法人全日本漁港建設協会

## 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本漁港建設協会三重県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人全日本漁港建設協会（以下「丙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務（以下「応急対策」という。）に関して次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する漁港施設、漁港海岸保全施設等（以下「漁港施設等」という。）に災害が発生した又は発生する恐れがある場合に、被災の有無及びその状況の情報収集を図り、速やかに応急対策を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 応急対策とは、緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保及び二次災害の発生・誘発の恐れがある場合等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事や仮設工事及び工事に必要な調査等とする。

### （協力要請）

第3条 甲は、応急対策を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

ただし、大規模災害時等乙と連絡が取れない場合は、甲は丙に直接協力を要請することができるものとする。

- 2 支部外からの応援が必要な場合等は、乙は甲と協議のうえ、丙に協力を要請する。
- 3 乙及び丙は前項の要請があった際は、応急対策の実施について甲に協力するものとする。

### （連絡体制の構築及び実施）

第4条 甲と乙及び丙は、応急対策の円滑な実施にあたり、緊急連絡体制ネットワークを確立するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、ネットワークの運用にあたり、この協定の締結後速やかに別途定めるネットワーク作成要領に基づき資料を作成し、毎年6月30日までに協定者間で情報共有を図るものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、ネットワーク作成要領に基づき作成した資料に変更が生じた場合、速やかに他の協定者に通知するものとする。

4 緊急連絡体制ネットワークの作成にあたり、乙は地区構成員の取りまとめを行う者として地区幹事を選定するものとする。

(情報の収集及び提供)

第5条 甲は乙及び丙と連携をとり災害に備えるとともに、乙は災害の発生が想定される場合及び災害が発生した場合は、速やかに情報を収集し甲に提供することに努めるものとする。

(協力要請及び応急対策の実施等)

第6条 協力要請及び応急対策等の詳細については、別途定める運用細目によるものとする。

(契約及び費用の精算)

第7条 甲の地域機関の長（農林水産事務所長）と乙及び丙の実施者は、工事請負契約書等を締結するものとし、詳細については別途定める運用細目によるものとする。

2 契約における費用算出については、漁港漁場関係工事積算基準等により精算を行うものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲、乙及び丙は緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、3者で協議・改善していくものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 第3条に基づき応急対策に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙がこの協定を終了させる意思が無い場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年 1月28日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県津市桜橋2丁目177番地-2  
一般社団法人全日本漁港建設協会三重県支部  
支部長 谷口洋久

丙 東京都中央区八丁堀三丁目25番10号  
一般社団法人全日本漁港建設協会  
会長 長野章